

# 2026 年度 世界の人びとのための JICA 基金活用事業 募集要項

## NGO-JICA 協働事業



写真提供:ディーヨフォーラム JAPAN

2026 年 3 月 5 日  
独立行政法人 国際協力機構

応募締切 : 2026 年 5 月 29 日 (金) 17 時 (日本時間)

## 目次

### **I. 事業について**

1. 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の趣旨と目的.....	3
2. 2025 年度募集要項からの主な変更点.....	3
3. 事業の規模及び期間 .....	4
4. 対象となる団体(応募資格要件) .....	4
5. 対象となる事業 .....	5
6. 対象となる国・地域 .....	7
7. JICA が負担できる経費.....	8
8. JICA による支援制度 .....	11
9. 事業進捗の報告・公開.....	12

### **II. 応募・選考・覚書締結手続き**

1. 応募.....	13
2. 選考方法.....	14
3. 選考結果の通知と覚書の締結.....	14
4. 応募から事業開始までの手続きの流れ.....	15
別添 1: JICA 基金活用事業における応募書類提出先/問合せ窓口 .....	16
別添 2: JICA 基金活用事業における対象国 .....	17

# 1. 事業について

## 1. 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の趣旨と目的

「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」(以下、JICA 基金活用事業)は、市民の皆様、法人・団体の皆様の「国際協力活動を応援したい」という想いのこもった寄附金「世界の人びとのための JICA 基金」により運営しています。

本事業は、日本国内の団体が実施する開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する活動や外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みを支援するものです。併せて、活動経験が少ない団体への能力向上や人材育成の支援も目的としており、「伴走支援制度」や各種研修等も提供しています。

これらの支援・研修等や本事業による実践機会の提供を通じて、国際協力を目指す団体が知見・経験を蓄積し、本格的な国際協力活動にステップアップしていくこと、また、これにより市民の皆様、法人・団体の皆様からの寄附が何倍もの価値となって世界の人びとに届くことを期待しています。

## 2. 2025 年度募集要項からの主な変更点

### ・「3. 事業の規模及び期間」

- 上限金額を、100 万円(税込)から 200 万円(税込)に変更。
- 実施期間の上限を 1 年間から 2 年間に変更
- 実施回数の上限を 3 回から 2 回までに変更

### ・「4. 対象となる団体(応募資格要件)」

- 対象事業②に限定して、草の根技術協力事業及び NGO 連携無償の実施団体について、応募可能に変更
- JICA 基金活用事業の「採択」実績から「実施」実績に変更

### ・「5. 対象となる事業」

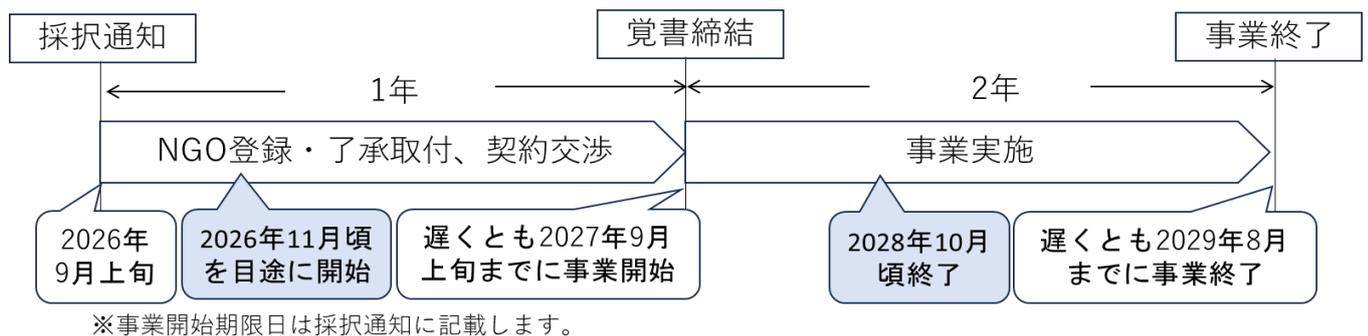
-「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業」を「外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業」に変更し、併せて、対象とならない事業に「文化交流や日本語教育のみを目的とした事業」「将来的な途上国での国際協力活動へのつながりが見込めない事業」を追加。

### ・「7. JICA が負担できる経費」

- (1)旅費(航空賃)について、経費総額における負担割合の上限を、「40%」から「50%」に変更
- (2)保険料について、5 万円の上限を廃止

### 3. 事業の規模及び期間

- (1) 事業の規模: 上限 200 万円(税込)
- (2) 事業期間: 覚書締結から最長 2 年間
- (3) 実施回数の上限: 最大 2 回まで  
(ただし、過去に採択された団体への遡及適用はしません。<sup>1)</sup>)
- (4) 留意事項
  - ・ 開始時期は、2026 年 11 月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。
  - ・ 採択通知から 1 年以内に JICA との覚書締結に至らない場合、事業の実施は困難と判断し、採択を取り消します(対象国における NGO 登録や相手国政府からの了承取付ができない場合、治安・政情が悪化した場合も含まれます)。



### 4. 対象となる団体(応募資格要件)

- (1) 日本国内に法人格を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、もしくは法人格を有しない任意団体(法人格のない社団)。なお、任意団体の場合は、日本国内に拠点があること、事業開始までに団体名義の国内銀行口座を用意することを要件とします。
- (2) JICA 基金活用事業の実施実績が 3 回未満である団体(2026 年 5 月時点)。
- (3) 草の根技術協力事業、外務省 NGO 連携無償資金協力事業の採択実績がない団体  
(下記5. 対象事業①のみ。対象事業②については参加を可とします)。
- (4) NGO 登録・了承取付が必要な国・地域で事業を実施する場合、登録済みの団体、または採択通知後 1 年以内に確実に NGO 登録・了承取付を完了できる見通しのある団体<sup>2</sup>
- (5) 事業実施にかかる諸手続き及び書類作成を日本語で行うことができ、JICA と郵便、電話、電子メール等にて円滑に連絡を取り合うことができる団体。

<sup>1</sup>例えば、2025 年以前の公募で 2 回実施済みの団体は、2026 年以降で 1 回実施可能、2025 年以前の公募で 1 回実施済みの団体は 2026 年以降で 2 回実施可能。2025 年以前の公募を未経験の団体は、2026 年以降で 2 回実施可能。

<sup>2</sup>国によっては NGO 登録や相手国関係機関からの了承取付が必要な場合があり、かつ、手続きに時間を要する場合や新規登録が難しい場合がありますので、応募前に JICA ウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/entry.html> をご覧いただき、NGO 登録や了承取付の可否を確認の上、不明な点があれば JICA 国内機関(別添資料 1)に相談してください。

- (6)適切な会計処理が行われている団体。
- (7)JICA が求める報告書等を提出期限内に提出することができ、ニュースレター作成や広報活動に協力できる団体。
- (8)「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」<sup>3</sup>等、JICA 事業を実施する団体に求められる規則を遵守できる団体。
- (9)反社会的勢力ではない団体<sup>4</sup>。

## 5. 対象となる事業

### (1)対象となる事業

- ①開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活の改善・向上に貢献する事業
- ②外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業  
(詳細は下記(3)のウ)を参照)

### (2)対象とならない事業

- ① 提案団体を含む、特定の団体・企業・個人の経済的利益を目的としていると見なされ得る事業
- ② 調査・研究・技術開発・試験を中心とした事業
- ③ 災害における緊急支援事業(災害からの復興にかかる活動は対象)
- ④ 医療行為を伴う事業
- ⑤ 他組織または個人への資金提供のみを目的とした事業
- ⑥ 主に物品の購入で完結する事業
- ⑦ JICA 事業経費にて税込単価 20 万円を超える資機材を購入する事業
- ⑧ 基盤整備(建設や土木工事)を伴う事業
- ⑨ 文化交流や日本語教育のみを目的とした事業
- ⑩ 将来的な途上国での国際協力活動へのつながりが見込めない事業
- ⑪ 宗教活動・政治活動に関する事業
- ⑫ 軍部・軍人に裨益する事業
- ⑬ 反社会的勢力が関わる事業

### (3)参考情報及び留意事項

本事業の提案においては以下の政府やJICA方針等も参考にしてください。

#### ①日本政府及び JICA の協力量針

##### ア)日本政府の援助重点分野

各開発途上国・地域には日本政府の援助重点分野が設定されており、外務省ウエ

<sup>3</sup>独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン

[https://www.jica.go.jp/information/notice/2020/20200702\\_01.html](https://www.jica.go.jp/information/notice/2020/20200702_01.html)

<sup>4</sup>独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程

<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/print/print110001212.html>

ブサイトに「国別開発協力方針(旧国別援助方針)・事業展開計画」<sup>5</sup>が掲載されています(一部未作成の国もあります)。

## イ) JICA グローバル・アジェンダ

JICA では、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションの下、SDGs の Prosperity(豊かさ)、People(人々)、Peace(平和)、Planet(地球) という 4 つの切り口から 20 の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」<sup>6</sup>を設定しています。

## ウ) 日本政府の「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(以下、総合的対応策)

上記 5(1)の対象事業②は、2026 年 1 月に日本政府が決定し発表した総合的対応策において JICA が実施を担うと位置付けられた施策(施策番号 357)に沿うものとします。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>

## ② JICA 基金活用事業の事例<sup>7</sup>

### (対象事業①) 開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活の改善・向上に貢献する事業

- ・貧困層女性・障害者等を対象とした職業訓練等を通じた収入改善
- ・就学困難児童対象の基礎教育の就学支援
- ・環境保護活動(海洋プラスチック削減、リサイクルステーション設置、リサイクルバッグ製作、植林、教材や地図の作成等)
- ・健康改善事業、保健人材やリハビリ人材の育成(マラリア予防や乳幼児・妊産婦検診、虫歯予防、水と衛生環境の改善、小中学校での健康教育等)
- ・障害者の社会参加促進(リハビリテーション、インクルーシブ教育、スポーツ、農業、中古電動車いすの提供等)
- ・防災教育や避難計画策定等を通じた防災事業
- ・マイクロクレジット等を通じた貧困対策支援事業(貸付金は支払い対象外)

### (対象事業②) 外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援に関する事業

#### (活動例1)

<sup>5</sup>国別開発協力方針・事業展開計画

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html)

<sup>6</sup>JICA グローバル・アジェンダ

<https://www.jica.go.jp/activities/#anchor1>

<sup>7</sup>過去の採択案件一覧を JICA ウェブサイトに掲載しています

<https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

・外国ルーツの子ども達およびその保護者に対する学習・日本語支援等の教育現場での支援

※この事業を踏まえて、途上国での教育支援に取り組んできた団体が、教育関係者との接点や学校現場レベルでの連携経験を新たに蓄積し、将来的に日本の教育現場の経験や教育関係者とのネットワークを活かした途上国での協力活動の形成や実践につながるもの等。

※または、これまで国内で活動してきた団体が、日本の特徴を活かした教育方法を外国ルーツの子ども達に指導した経験を活かして、途上国での教育支援を新たに始めるための、具体的な計画作りにつながるもの等。

#### (活動例2)

・日本国内で外国人妊産婦や家族への保健医療の相談支援

※この事業を踏まえて、国内で保健支援に取り組んで来た団体が、途上国の母子保健の現状や保健医療の課題への知見や共感を深めるとともに、母子保健ケアや栄養指導など現地に役立つ日本の経験・知見のアイデアや途上国での連携先の情報を得る。これにより、日本の保健医療の経験を活かしながら、新たに途上国で支援活動を展開するための具体的な計画づくりにつながるもの等。

#### (活動例3)

・外国人住民に対する多言語・多様性配慮型の防災支援(情報入手、避難行動計画、訓練参加等)を推進し、地域の共生社会づくりと防災力の向上を図る。

※この事業を踏まえて、学校やコミュニティを巻き込んだ防災活動の実践経験を団体として培い、途上国でのコミュニティ防災支援活動につながるもの等。

#### (補足)想定される活動について

上記5(1)の対象事業②は2026年度募集から変更になりました。JICA基金活用事業はJICA事業の一つであることを踏まえ、将来的な開発途上国での協力活動につながる活動であり、結果として共生社会の構築に資する取り組みを対象とします。

なお、上記は例示であり、開発途上国における国際協力に活かせる経験や知見を団体や団体構成員が蓄積する活動であり、その結果として多文化共生の推進に資する取組であれば、他の活動内容も対象となり得ます。

## 6. 対象となる国・地域

JICAの在外拠点(事務所及び支所)が設置され、政府開発援助(Official Development Assistance : ODA)の対象となっている国(地域を含む。以下「対象

国)を本事業の対象とします。ただし、以下のとおり、対象国であっても安全対策上、応募不可又は審査対象外とすることがあります。

- (1) 対象国における事業であっても、2026年3月5日時点で、外務省海外安全情報(危険情報)(<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>)において「レベル 3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」及び「レベル 4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」に指定されている国や、JICA 国別安全対策措置(渡航措置及び行動規範)<sup>8</sup>にて「業務渡航:禁止」(期間の定めのない一時的措置含む)とされている国は、本事業の対象外となります。また、対象国であっても提案事業の活動地域に一部でも上記同様のレベルの指定がなされている場合には、応募不可とします。
- (2) 応募締切時点で、上記と同様に外務省安全情報において「レベル 3」及び「レベル 4」に指定されている国や JICA 国別安全対策措置にて「業務渡航:禁止」(期間の定めのない一時的措置含む)とされている国、及び対象国であっても提案事業の活動地域に一部でも同様のレベル指定がなされている場合には、審査対象外とします。また、募集期間中から明らかに情勢が悪化している場合には、応募の自重を勧める場合があります。
- (3) 応募締切後、審査の過程で対象地域の「外務省海外安全情報」のレベルが 3 または 4 に変更になった場合、または「国別の安全対策措置(渡航措置及び行動規範)」が一時的措置を含め「業務渡航:禁止」になった場合には、審査対象外とします。<sup>9</sup>
- (4) 採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合があります。

#### 【留意事項】

- ・ 応募に際しては、必ず当該国の外務省海外安全情報(危険情報)及び「JICA 国別安全対策措置」を確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いします。
- ・ 事業実施の際には安全対策措置に従っていただきます。
- ・ 具体的には、JICA が提供する「国別の安全対策措置<sup>10</sup>(渡航措置及び行動規範)」(別添資料 2「対象国」参照)、「国別の安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」(JICA 国別安全対策情報ウェブサイトよりダウンロード可能)を業務従事者に周知し、同措置の遵守をお願いします。
- ・ また、渡航前には JICA の渡航管理システムへの登録が必要となります。

## 7. JICA が負担できる経費

JICA が負担する経費は、直接経費(第三者への支出)のみを対象とし、200 万円(税

<sup>8</sup> 「国別安全対策措置」の入手方法

JICA 国別安全対策情報ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請しダウンロードください。

<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

<sup>9</sup> 期限の定めがある場合は「業務渡航:禁止」としては取り扱いません。但し、その後、一般的な渡航措置又は期限の定めのない一時的措置として「業務渡航:禁止」に移行した場合は、「業務渡航:禁止」の扱いとします。

<sup>10</sup> JICA は事業を実施している国ごとに安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。

JICA の国別安全対策情報 <https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

込)を上限とします。以下を確認の上、不明な点は所管地域の JICA 国内機関<sup>11</sup>(別添資料1)に相談ください。

### (1)JICA 負担対象となる経費

大項目	中項目	内容
1. 旅費(航空賃)	(1) 現地渡航費 (対象:業務従事者・講師等) (2) 本邦渡航費 (対象:相手国側事業関係者)	・現地渡航費・本邦渡航費 ※現地渡航費・本邦渡航費それぞれ JICA が負担する経費全額の50%を上限。 ※最も経済的で標準的な経路の各フルキャリアサービスが料金設定するエコノミークラス正規割引航空運賃を上限とする(日程変更不可・払戻不可航空券)。 ※日本国内・事業対象国内の最寄りの国際空港を出発地、帰着地とする。最寄りの国内空港から国際空港までの国内便の航空賃を含めることも可。
2. 活動経費(活動のために必要な経費)	(1) 移動に関する経費:現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む) (対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者)	・現地国内移動に必要な車両代(運転手の傭人費及び燃料費を含む) ・公共交通機関 <sup>12</sup> の料金(国内航空便を含む、現地国内移動に係る交通費。) ・宿泊費(現地渡航に伴う前泊・後泊費用を含む。ただし実費精算とし、後述の(2)積算単価を上限とする。)
	(2) 人に関する経費:傭人費・謝金	・現地コーディネーターその他の活動に必要な人員の傭上費(ただし、提案団体所属スタッフの人件費は不可) ・講師謝金 -本邦等での講師は、原則として後述の(2)積算単価を適用する。謝金単価には事前準備・打合せも含む。 -対象国に拠点がある講師は、対象国の JICA 事務所の基準など、現地水準に見合った金額を設定。 -支払対象人数は、原則、同一時間帯につき1名。 ・検討会等参加謝金 -原則として後述の(2)積算単価を適用。 -対象:講師、外部有識者等検討会等への参加者。検討会等において参加者や実施団体への明確な助言や意見具申等がある場合に限り、主導的な役割を果たす講師に限定。 ・上記以外の活動協力者に対する謝金 -原則として検討会等参加謝金を適用。
	(3) セミナー等関連費	・教材等の購入・コピー・作成費(製本費・翻訳費を含む)、視聴覚教材・資料の作成費(翻訳費を含む)、教科書代 ・通訳傭上費、会場借上げ費、機械・備品などのレンタル料 ・入館料や入場料
	(4) 物品・機材購入費	・事業実施に必要な物品・機材の購入費(税込単価 20 万円未満)、修繕費

<sup>11</sup>JICA 国内機関 <https://www.jica.go.jp/about/basic/structure/domestic/index.html>

※JICA 二本松と JICA 駒ヶ根は JICA 基金活用事業の応募は受け付けていません

<sup>12</sup> 日本国内の移動で、活動先への最寄り駅から公共交通機関の利用が出来ない、運行状況により活動に支障をきたす場合、訪問先が複数あり公共交通機関の利用が著しく不都合な場合などはタクシーやレンタカーの利用可。レンタカー利用の場合の有料道路代とガソリン代は精算対象。

	(5)通信に関する経費：輸送費、遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費)	・(4)に係る輸送費(梱包、保険、関税、通関等に係る経費を含む) ・インターネット環境整備・通信機器(税込単価 20 万円未満) ・オンライン会議ツール契約等に係る経費
	(6)保険料	・業務従事者の海外渡航・相手国事業関係者等(本邦研修参加者含む)の本邦渡航に係る海外旅行保険料 ・その他、活動実施のために必要な保険料
3. その他経費	(1)施設・設備等関連費	・活動実施期間中に現地活動拠点となる事務所や備品等の借料
	(2)その他経費	・現地渡航に係る査証代 ・JICA との手続きに必要な書類送付に係る経費 ・事業経費の銀行送金手数料 ・外部関係者との会議に係る会議室使用料 ・事業の広報に係る経費 ・その他、JICA が対象と認める経費

## (2)積算単価

草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン(2024年6月)<sup>13</sup>に準拠しています。主な単価を以下に記載しておりますので、ご参照してください。

### ・現地国内旅費・日本国内旅費 宿泊料の単価表(上限)

海外渡航時の現地宿泊料	9,700 円/人・泊※
東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県及び政令指定都市	10,000 円/人・泊(税抜)
その他の都市	8,000 円/人・泊(税抜)

※草の根技術協力事業に準じる(同経理処理ガイドライン P.26、42)

※現地宿泊料は草の根4号を適用します。なお、海外での支出は不課税取引となります。

### ・講師謝金・検討会等参加謝金(上限)※単価/時間(税抜)

講師謝金	個人に支払う場合		法人に支払う場合	
	日本語	外国語	日本語	外国語
検討会等参加謝金	8,600 円	17,200 円	11,000 円	22,000 円
	4,300 円	8,600 円	5,500 円	11,000 円

※草の根技術協力事業に準じる(同経理処理ガイドライン P.43、44)

## 【留意事項】

- ① 障害を理由とする差別の解消に基づく法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、その経費を上限額とは別に申請することを可とします。事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上してください。
- ② 以下の経費については、原則として JICA 負担の対象にはなりません。

<sup>13</sup> 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン(2024年6月)

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/icsFiles/afieldfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf>

- ・日当
  - ・会議費(セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代)
  - ・「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
  - ・設備等の整備費(固定資産となるもの)
  - ・現地渡航のためのワクチン接種費用
- ③ 採択後、JICA と実施団体との協議により、経費申請内容を精査した上で JICA が負担する経費の内訳と金額を定めます。
  - ④ 事業経費は、一旦、提案団体にて立て替えの上、3 ヶ月／6 ヶ月ごとまたは事業終了時に、経費報告書を提出の上、支払い・精算を行います。
  - ⑤ 海外での活動において、JICA が特別な安全対策を求める場合は、その経費を事業経費上限額とは別に JICA が負担します。

## 8. JICA による支援制度

### (1) 伴走支援制度(実施団体向け)

JICA 基金活用事業では、実施団体への支援として、希望する団体には採択事業ごとに伴走支援者の配置を行っています。必ずしも特定の国や特定の専門分野に精通している方を配置できるとは限りませんが、NGO 等での活動経験が豊富で、NGO 育成等の経験を有する人材を伴走支援者として配置し、事業開始前、実施中、終了時のコンサルテーションを通じて、事業計画の精査や内容の充実、団体の能力強化を支援します。

配置の有無は、団体の活動経験や意向等を考慮の上、JICA が決定します。伴走支援コンサルテーションは、実施団体、伴走支援者、JICA 国内機関担当者の中で、原則オンラインで実施します。なお、提案事業に参加する外部講師等を実施団体の伴走支援者として配置することはできません。

### (2) NGO 向け研修

#### ① 事業マネジメント手法の研修

JICA では、定期的に「NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修」<sup>14</sup>を開催しています。研修は①計画・立案編、②モニタリング・評価編の 2 種類があり、JICA 基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる事業管理マネジメント手法を学ぶことができます。

本募集期間中の開催日程は JICA ウェブサイトで公開します。受講料は無料です。応募を検討されている団体で、これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。

#### ② NGO 等による提案型研修

上記(1)の研修に加え、NGO 等からの提案による、国際協力事業を実施する団体向けの組織基盤強化・能力強化プログラムも不定期に実施しています。NGO 等の団体な

<sup>14</sup> NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo\\_support/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/index.html)

らではの企画・実施によるきめ細やかなプログラム<sup>15</sup>となっており、JICA PARTNERのウェブサイト<sup>16</sup>等で参加者の募集を行っています。

### (3) NGO-JICA ジャパンデスクによる現地情報の提供

JICA では本邦 NGO 等の活動を支援する「NGO-JICA ジャパンデスク」<sup>17</sup>を在外事務所に設置し、JICA が保有する各国情報の提供等を行っています。設置国は JICA ウェブサイトを確認してください。

#### <参考>

JICA マルチメディア教材「国際協力を日本の文化に～市民参加～」  
<https://www.youtube.com/watch?v=t-RN68nWWdM>

JICA の市民参加事業(草の根技術協力事業、JICA 基金活用事業、NGO 等活動支援事業、NGO や自治体との連携)を紹介した映像教材です。

※現在、教材で紹介のある「チャレンジ枠」は設けていません。



## 9. 事業進捗の報告・公開

採択事業については、以下の機会等に事業内容等を公開します。また、活動の進捗状況や成果を報告書としてご提出いただきます。

### (1)採択時

JICA ウェブサイトに団体名および案件名、案件概要を掲載します。

### (2)事業実施中

実施期間の中間時点において、中間報告書をご提出いただきます。但し、実施期間が1年以内の場合には提出不要です。

### (3)事業終了時

事業終了後に、終了時活動報告書・ニュースレター用報告書をご提出いただきます。JICA ウェブサイトに終了時活動報告書を掲載し、JICA 基金に寄附をいただいた方に向けたニュースレターに活動報告記事を掲載します。過去のニュースレターは JICA ウェブサイト<sup>18</sup>からデータ版をご覧ください。

<sup>15</sup> NGO 等提案型プログラム採択案件

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo\\_support/ngo\\_proposal/adoption.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/ngo_proposal/adoption.html)

<sup>16</sup> JICA PARTNER <https://partner.jica.go.jp/>

<sup>17</sup> NGO-JICA ジャパンデスク

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo\\_support/japandesk/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/japandesk/index.html)

<sup>18</sup> ニュースレター <https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/01.html>

## II. 応募・選考・覚書締結手続き

### 1. 応募

#### (1) 応募締切日

2026年5月29日(金)17時(日本時間)

#### (2) 応募書類

事業提案書

#### (3) 提出先・提出方法

- ・ 応募書類を PDF ファイルに加工し、団体の所在地を所管する JICA 国内機関(別添資料 1)宛に電子メールで提出してください<sup>19</sup>。
- ・ 電子メールの件名及び事業提案書のファイル名を「JICA 基金活用事業応募\_【団体名】」としてください。
- ・ なお、JICAのセキュリティ対策の都合上、zip 形式のファイルが添付されているメールは受信できません。メール添付で送付する場合も添付ファイルの容量(目安として 20MB)によっては受信できません。データを分けて送信する、または、提出先の JICA 国内機関に受け渡し方法を相談してください。

#### (4) 留意事項

- 応募に先立ち、可能な限り「NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修」の受講を推奨します(「I. 8. (2)①」事業マネジメント手法の研修」参照)。
- 応募は1団体1件とします。提案団体の支部等による応募の場合は、提案事業の実施主体となる支部等を所管する JICA 国内機関(P.12、別添資料1参照)が応募を受け付けます。
- 同一年度中の草の根技術協力事業との重複応募はできません。どちらに応募するかを予め選択してから応募してください。
- 募集期間中、応募に係る質問・相談を JICA 国内機関で随時、受け付けています(応募締切日以降は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません)。
- JICA にて応募書類受領後、受領メールを送付します。応募書類提出後1週間以内に受領メールが届かない場合には、JICA 国内機関までご連絡ください。
- 応募書類一式は返却しません。また、指定した書類以外のものが提出されても審査の対象とはならず、返却も行いませんのでご注意ください。
- 応募書類一式に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号、最終改正平成28年第51号)」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- 応募書類一式は、JICA 基金活用事業の選考及び実施のみに使用し、JICA はその内容を公表しません。但し、事業の実施にあたり、伴走支援者の配置検討にかかる委託先及び伴走支援者に対しては、配置検討及び伴走支援の実施に必要な範囲でこれら応募書類を共有する場合があります。
- 事業提案書に必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に

<sup>19</sup> 日本国内を対象とした案件は、提案事業の活動地によって、応募受付時の JICA 国内機関から別の JICA 国内機関に審査以降の担当が変更になる場合があります。

不備や虚偽の記載があることが採択前に判明した場合には不採択、採択後に判明した場合には採択取り消しになります。

## 2. 選考方法

JICA 及び外部有識者により、選考を行います。その過程で提案団体に対して提案内容に関する聞き取り等を行うことがあります。

選考は、資格要件の確認に加え、以下の基準により行います。

### (1)対象事業の内容

対象事業(「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上」または「外国人の受入・秩序ある共生社会にむけた取り組みへの支援」)の観点から、以下のポイントを確認します。

- ① 対象地域の課題や人びとのニーズが十分に把握されているか。
- ② 目指す目標が明確であり、そのために必要な取組みが計画されているか。
- ③ 事業の継続性や発展性が期待できるか。
- ④ NGO/市民による事業としての独自性を有しているか。
- ⑤ 社会課題解決のための新たなアイデアや具体的なアプローチが盛り込まれているか。
- ⑥ 本事業を通じて、団体としてどのような経験・能力の向上が見込まれるか。
- ⑦ JICA 事業への参画を含む、将来的な国際協力活動へのつながりが具体的に記載されているか。

### (2)団体の実施能力

- ① 提案事業の実施に必要な能力があるか。
- ② 事業の実施を担う人材(又は協力者)を有しているか。
- ③ 自己負担分の活動に必要な資金の確保の目途は立っているか。

## 3. 選考結果の通知と覚書の締結

### (1)選考結果通知

2026年9月上旬を目途にJICA国内機関を通じて通知します。

### (2)覚書の締結・内容

事業開始に先立ち、採択団体とJICAの間で覚書<sup>20</sup>を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項(以下参照)を合意します。覚書締結までには採択通知後2ヶ月程度を要する見込みです。なお、事業対象国においてNGO登録・了承取付の手続きが必要とされる場合には、同手続き完了後の覚書締結となります。

<実施団体の責任事項>

- 事業を自らの責任の範囲で実施する。

<sup>20</sup> (参考)2025年度覚書様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/n\\_files/form\\_01\\_W\\_2025.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/n_files/form_01_W_2025.pdf)

- 活動経費の支出報告及び証憑書類を覚書で定める期限内に JICA へ提出する。
- 事業実施の際には安全対策措置に従い、また、自己の責任と負担において、事業対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、安全対策の検討と安全確保に努める。
- 事業の進捗状況を適宜 JICA と共有し、事業終了時には、覚書で定める期限内に、活動結果や成果等を含めた活動報告書を JICA に提出する。

<JICA の責任事項>

- 覚書にて合意された経費を負担する。
- 実施団体が対象国に渡航し、海外で事業を行う際に、現地の安全面に関する必要な情報等を提供する。

#### 4. 応募から事業開始までの手続きの流れ

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICA への提出	2026 年 5 月 29 日(金)17 時まで
2	選考	2026 年 5 月下旬～8 月中旬
3	選考結果の通知	2026 年 9 月上旬
4	採択団体向け説明会、伴走支援説明会、事業開始に向けた準備、NGO 登録・了承取付手続き(必要な国のみ)	2026 年 9 月～10 月(NGO 登録や了承取付など必要な手続きがある場合は、11 月以降も準備業務が必要になります。)
5	覚書の締結、事業開始	2026 年 11 月頃以降
6	伴走支援コンサルテーション(対象案件のみ)	事業開始前、事業実施中、事業終了時(上限 5 回)
7	経費報告書提出、事業経費支払い・精算	3 カ月／6 カ月ごと(事業終了時含む)、または事業終了時のみ、のいずれか。(提出回数は案件ごとに決定)
8	終了時活動報告書提出	事業終了時のみ

以上

## 別添 1: JICA 基金活用事業における応募書類提出先/問合せ窓口

国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail: hkictp@jica.go.jp TEL: 011-866-8333	北海道 (道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	道東業務課	E-mail: jicaobic@jica.go.jp TEL: 0155-35-1210	北海道(道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail: thictp@jica.go.jp TEL: 022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail: tbictp@jica.go.jp TEL: 029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力第二課	E-mail: tictp2_kikin@jica.go.jp TEL: 03-3485-7051	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail: yictp@jica.go.jp TEL: 045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail: hrictp@jica.go.jp TEL: 076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail: cbictp@jica.go.jp TEL: 052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail: ksictp@jica.go.jp TEL: 078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail: cictp@jica.go.jp TEL: 082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail: skictp@jica.go.jp TEL: 087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail: kictp@jica.go.jp TEL: 093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail: oictp@jica.go.jp TEL: 098-876-6000	沖縄

## 別添 2: JICA 基金活用事業における対象国

**アジア地域** インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

**中南米地域** アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

**大洋州地域** サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

**中東地域** エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン

**アフリカ地域** アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

**欧州地域** セルビア、トルコ